

長岡市若年者人材育成事業業務委託に関する説明書

平成25年4月

1 委託業務の名称

長岡市若年者人材育成事業業務

2 目的

この事業は、中小企業と求職者のミスマッチを解消し、求職者に、短期の雇用・就業機会を創出・提供するとともに、就職のために必要な教育訓練（以下「OFF-JT」という）と企業での職場体験研修（以下「OJT」という）を一体的に実施し、地域ニーズに応じた人材の育成を図り、OJT終了後、体験先企業への正規雇用に結びつける。

なお、この事業は新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金活用して行うものである。

3 業務の概要

- (1) 市内在住で未就職卒業者を含む若年者（40歳未満の者）（以下「労働者」という）を公共職業安定所を通じて公募し、選考のうえ、4か月間を上限に雇用する。
- (2) 労働者を受け入れる~~製造業を営む~~市内中小企業（以下「受入企業」という）を募集し、選定する。
- (3) 受入企業でのOJTとOFF-JTを組み合わせた人材育成計画を作成する。
- (4) 受入企業との間で労働者派遣契約を締結し、労働者を派遣する。
- (5) 人材育成計画により、派遣された労働者に対して、OFF-JTを実施する。
- (6) 労働者に対し、職場定着に向けた支援を行う。

4 対象事業者等

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する労働者派遣事業の許可を受けている事業者であること。
- (2) 新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領において規定されている要件を満たす事業者であること。
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、障害者の雇用率が、法定雇用率（2.0%）を超えていること。

5 委託契約期間

平成25年6月上旬（予定）から平成26年3月31日まで

6 委託費

16,980,348円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。特に、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領を遵守する内容とすること。

本プロポーザルは長岡市若年者人材育成事業業務における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、当市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要

- ・ 社名
- ・ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・ 資本金
- ・ 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・ 業務内容

イ 労働者派遣事業許可書の写し

ウ 直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

エ 業務実績（ある場合のみで可）

雇用促進、人材育成に類似した業務実績について、次のとおり作成すること。

- ・ 業務の名称
- ・ 履行期間
- ・ 委託者
- ・ 概略（100字以内）

オ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

カ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

キ 取り組み方針や内容等

- ・ この事業の目的にある地域ニーズに応じた人材育成について、認識や考え方を述べること。
- ・ 受入企業の業種や、募集と選定の方針を定め、OJTの実施方法について提案すること。
- ・ OFF-JTの実施方法やカリキュラム等について具体的に提案すること。
- ・ 職場定着に向けた支援の実施方法について提案すること。

ク 貴社のアピールポイント

ケ 費用見積り（下記要件を満たすこと）

- ・ 事業に占める新規雇用する労働者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- ・ 労働者の雇用にあたっては、社会保険に加入させるとともに、労働者派遣法等関連法令を遵守すること。
- ・ 1日の勤務時間、休憩時間及び1週あたりの勤務日数は、受入企業の常勤の勤務時間、勤務体制にあわせて決定する。ただし、労働者の勤務時間は、原則8時間以内、週40時間以内とし、時間外勤務及び夜間勤務は行わないものとする。
- ・ 給与は月払いとし、月額の基本となる時間額は850円とする。なお、通勤手当については月額5,000円を上限とする。
- ・ 受入企業に対し、OJT指導費用として、日額2,000円（労働者1人当たり）を支払う。なお、月額40,000円を上限とする。
- ・ OFF-JTは、労働者の雇用期間中に110時間程度実施することを原則とする。

コ 業務スケジュール

受入企業の募集、労働者の募集、OFF-JT等を含めた日程

(3) 提案書の書式

ア A4判 用紙の使用方法は、縦・横を問いません。

イ 横書き

ウ 表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとします。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）、ファクス及び電子メールとします。ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

イ 提出先

長岡市商工部商業振興課

住 所 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

長岡市役所大手通庁舎

電 話 0258-39-2228

FAX 0258-36-7385

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成25年4月19日（金曜日）午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 4部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

- イ 体裁 片面印刷とし、左上1か所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市商工部商業振興課（参加表明書提出先に同じ）
- エ 提出期限 平成25年5月7日（火曜日）午後5時
- オ ヒアリング 期日：平成25年5月14日（火曜日）

会場：長岡市役所大手通庁舎 6階 コラボレーションルーム

- ・ ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターは、選考された場合に当該事業を担当する者とする。
- ・ ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により行うものとし、ファクスまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とします。電話による質問は一切受け付けません。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

- ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部商業振興課
- イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から
平成25年4月23日（火曜日）午後4時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成24年4月30日（火曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しない。

- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市商工部商業振興課
住 所：〒940-0062
新潟県長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト6階
長岡市役所大手通庁舎
電 話：0258-39-2228
FAX：0258-36-7385
e-mail：syogyo@city.nagaoka.lg.jp